

新型コロナウイルスに関する注意喚起(その 30):
帰国のための国内線利用が可能に/日本の検疫措置・入国制限/帰国便の選択肢等

令和 2 年 4 月 2 日
在オークランド日本国総領事館

【ポイント】

- ・本4月2日(木)午後, NZ政府が, 外国人の帰国のためのNZ国内移動(国内線や自家用車等での移動)を許可しました。
- ・帰国前14日以内にNZに滞在歴のある日本人は, 入国後, PCR検査が実施され, 陰性の場合でも14日間の自己隔離が必要となります。
- ・訪日前14日以内にNZに滞在歴のある外国人は, 特段の事情のない限り, 入国拒否の対象となります。
- ・現在帰国便は極めて限られますが, マレーシア, 豪州, ドーハ経由便が引き続き可能なようです。但し, 各国における経由条件等の制約がある他, 日本入国後の自己隔離などにご留意いただく必要があります。

- * 上記の入国・検疫措置はNZを含む多数国を(自己隔離は全世界を)対象としたものです。
- * 上記の入国・検疫措置は, 日本時間4月3日午前0時から実施されます。

【本文】

1. 本4月2日(木)午後, NZ政府が, 本国への帰国目的で外国人がオークランドまたはクライストチャーチの国際空港へ移動することを許可すると発表しました。

(1) 次の交通手段により, 空港まで移動することが認められます。

- ・自身による運転(レンタカーを含む)
- ・家族や友人が運転する自家用車
- ・タクシーまたは相乗りサービス
- ・チャーター車両
- ・陸路の公共交通機関
- ・国内線航空便

(2) なお, 移動の際は, 最短ルート(the most direct route)を選ぶ必要があるほか, 以下の条件を満たさない場合は, 空港への移動が認められません。

- ・国内線を利用して国際線に接続する場合, 国内線フライトと国際線フライトの接続が24時間以内であること。
- ・有効であることが確認された国際線航空券(confirmed airline ticket)を持っていること。
- ・新型コロナウイルス感染症であると診断されていないこと。また, 感染から回復した場合は, 医療機関の証明(medical clearance to travel)を得ていること。
- ・新型コロナウイルス感染の症状がないこと。
- ・新型コロナウイルス感染検査の結果待ちの段階ではないこと。
- ・新型コロナウイルス感染者(疑いを含む)の濃厚接触者ではないこと。
- ・過去14日以内に国外旅行をしていないこと。

(3) オークランドまたはクライストチャーチの国際空港へ到着後、航空券の確認とヘルスチェックが行われます。ヘルスチェックの結果次第では、搭乗が許可されず、14日間の隔離が求められます。航空券の確認及びヘルスチェックが完了すれば、チェックインカウンターに向かってください。

〈原文はこちら〉

https://www.nz.emb-japan.go.jp/visiting_japan/resources/Passenger_Information_for_Foreign_National_Repatriation.pdf

〈関連サイト: NZ政府〉

<https://covid19.govt.nz/latest-updates/domestic-flights-for-foreign-nationals-returning-home/>

2. 昨4月1日、日本政府は、4月3日午前0時(日本時間)以降実施される水際対策強化措置を発表しました。要点は以下の通りです。詳細は下記リンクをご覧ください。

(1) 日本人

・帰国前14日以内にNZに滞在していた日本人は、入国の際、全員にPCR検査が実施され、陰性の場合でも、入国から14日間、自宅など検疫所長が指定する場所での自己隔離が求められます。

・自宅などに移動する場合は、公共交通機関(国内便、バス、鉄道、タクシー等)を使用できません。

・PCR検査について、空港において、到着から入国まで数時間、結果まで数日待機いただく状況となっていますので、十分ご注意ください。検査結果を自宅で待つことも可能ですが、これは、症状がないこと、自宅への移動に公共交通機関(同)を使わないことが条件となります。

(2) 外国人

訪日前14日以内にNZに滞在していた外国人(NZ人を含む)は、特段の事情がない限り、日本に入国できません。

* 水際対策措置詳細

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C046.html

3. 帰国フライトの状況

各国が講じる入国・トランジット規制により、現在、世界的に航空便の大幅な減便・運休が相次いでおり、NZから日本への帰国便の確保が非常に難しくなっています。当館においては、4月2日現在、以下のとおり、オーストラリア(シドニー)経由、マレーシア経由、ドーハ経由のルートで帰国が可能との情報に接しております。なお、この情報は席が確保できることを保証するものではありません。また、他のルートもあるかもしれませんが、状況は日々変わっています。帰国を希望される方は、詳しくは、航空会社又は旅行社にお問い合わせください。

(1) オーストラリア(シドニー)経由便

現在、オーストラリアは、外国人のトランジット及び入国を禁止していますが、特別な事情が

あれば個別申請できるとされています。個別申請(以下)でトランジットが認められれば、シドニーでトランジットが可能となり、日本への便に搭乗できます。豪州から日本への便は、4月下旬頃までは運航しているようです。

〈オーストラリア入国制限適用除外申請サイト〉

<https://immi.homeaffairs.gov.au/help-support/departamental-forms/online-forms/covid19-enquiry-form>

(2) マレーシア経由便

マレーシア航空が、6月末まで一定の便をオークランド・マレーシア・成田間で運行する発表をしています。空席は多くはないとの情報もありますので、ご注意願います。

(3) ドーハ経由便

価格は高いようですが、カタール空港でのドーハ経由が4月中旬まではあるとの情報があります。

* 各航空会社の運航状況は日々変更されている上、経由国がいつ入国禁止措置を導入するか分かりません。仮に航空券を入手できた場合でも、運行状況と経由地の入国規制について、頻繁にご自身でご確認するようお願いします。

* 上記1. の通り、NZから日本に帰国した後、PCR検査と14日間の自己隔離が必要となります。またご自宅等隔離場所への移動は公共交通機関(国内便、鉄道、バス、タクシー等)を使用せずに移動することが求められますので、ご注意ください。

* 新型コロナウイルスに関する状況は刻一刻と変化しておりますので、最新情報は在ニューージーランド日本国大使館の Facebook(以下)もご確認ください(細かな情報は、当館からの領事メールではなく、大使館の Facebook のみの掲載とすることもあります。)

<https://www.facebook.com/JICC.NZ>

* 当館 HP(日本語)には、過去に発出したお知らせを掲載していますほか、当館 HP(英語)にも関連情報を掲載していますのでご覧下さい。また、在ニューージーランド日本国大使館の新型コロナウイルス関連ページに、関連リンク等を掲載しています。最新情報については、大使館のフェイスブックも合わせてご確認ください。

〈在オークランド日本国総領事館〉

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html (日本語)

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/visa.html (英語)

〈在ニューージーランド日本国大使館〉

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_vrs_j.html (日本語)

https://www.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/corona_vrs.html (英語)

<https://www.facebook.com/JICC.NZ> (フェイスブック)